

序 章

1. 職業分類とは何か

職業分類とは、一定の標識を有する職務を集めて職業を構成し、それに名前を付け、それらの職業を一定の順序で配列したものである。この定義を分かりやすく言い換えると、類似している職務を集めて職業のカテゴリーを作成し、それに名前を付け、更にそれらを束ねて体系化・階層化したものが職業分類であると言える。まず、職業分類に関する主要概念を簡単に説明しよう（付表1参照）。

1. 分類の単位

分類の適用単位は、一般的には職務(job)である。職務とは、一人の人に割り当てられた、ひとまとまりの仕事とそれに伴う責任を指している。職務は現在の仕事だけではなく、過去の仕事（職務経歴など）や将来の仕事（求人の仕事など）にも適用される。職業分類は職務を分類するものであるが、個人に対してはその仕事を通じて適用することから、雇用者であるか、あるいは自営業者であるかなどの個人の従業上の地位やその職務が遂行される産業分野は職務に関係しない。

2. 分類項目

職業分類上の分類項目（＝職業）と現実の職務とは一対一に対応しているわけではない。現実の職務のうち類似しているものを束ねてひとつの分類項目が作成される。したがって分類項目は複数の職務をグループ化したものであり、職業のカテゴリーである。通常、各カテゴリーに含まれる職務の共通性を反映した名称を項目名にすることが多い。

3. 分類基準

職業分類上の職業とは、職務の内容である仕事や課せられた責任を遂行するために求められる知識、技術、技能などの類似している職務を束ねたものである。職務が類似しているかどうかを判断するための基準を類似性基準あるいは分類基準という。類似性基準は、最小単位の分類項目を決定する際の指針として用いられるだけでなく、最小単位の分類項目をより大きな職業カテゴリーである上位分類の項目に集約する際の指針としても用いられる。更に分類の枠組みや分類項目の配列に用いられることもある。このように類似性基準は分類の性格を決定し、分類項目の構成、位置づけ、配列を決める役割を負っていることから、類似性を判断する基準として何を採用するかは職業分類の作成や改訂にあたって極めて重要な課題である。代表的な類似性基準には、職務の遂行に必要な知識、スキル、生産される財・サービスの種類、使用する道具・機械器具・設備などがある。

4. 職業の決定原則

一人の人が複数の職務に従事している場合、通常、職業分類上の複数の分類項目に該当するが、ひとつの職務だけに従事している場合であっても複数の分類項目に該当することがある。人と職業との一対一の対応を原則としている場合には、ひとつの職業に決定するための原則が必要である。この場合の原則は、通常、従事する時間の長いもの、あるいは報酬の多いものによる。

職業分類の歴史はせいぜい150年程度に過ぎない。意外に短い。その理由はふたつある。ひとつは歴史的な背景である。職業が未分化な状況では職業分類を作成する動機がそもそも生じにくい。社会的分業による生産活動が発展して職業の分化が顕著に見られるようになったのは、16世紀半ば以降のことである。職業はまず農業と工業との分離に始まり、続いて工

業では作業場内分業に対応した職業の分化（労働の専門化）へと発展している。もうひとつの理由は職業分類の作成目的である。当初、職業分類は統計調査結果を職業別に表示するための職業の基準として用いられた。社会的分業の範囲が拡大し、それを職業の面から把握するための調査が各国で実施され、そのために職業分類が必要とされた。そのような調査が行われるようになったのは1800年代中頃以降のことである。

初期の職業分類は、職業と産業の概念が未分化であったため、1893年の第4回国際統計協会で受理されたベルティオンの職業分類案¹においても、また、1920年の我が国の第1回国勢調査用職業分類においても、大分類は産業分類的な項目で構成されていた。これらの職業分類は産業を単位にして職業を束ね、産業分類的職業分類という性格を持っていた。職業分類と産業分類を明確に区分する考え方が共有されるようになったのは、1923年の第1回国際労働統計家会議以降のことである。同様に、職業と従業上の地位も明確に区分すべきであるとの考え方が次第に浸透し、職業は産業や従業上の地位とは異なるものとして取り扱われるようになった。その結果、職業分類は産業分類的な視点や従業上の地位分類的な要素を排除して、職業の純化を求める方向に進んできている。

2. 職業分類の相互関係

職業分類をその利用目的によって分けると、統計目的の職業分類と実務利用の職業分類に大別できる。統計調査の結果を職業別に表示する際の職業の基準として用いられるのは前者であり、職業紹介や職業ガイダンスなどで使用されるのは後者である。利用目的が異なることから、それぞれ別個の職業分類が作成されている²。

総務省の作成している日本標準職業分類は、統計目的のための職業分類である。この分類は、我が国における標準的な統計基準のひとつとして、統計の正確性と客観性を保持し、統計の相互比較性と利用度の向上を図る目的で1960年に設定されて以降、これまで4回改訂が行われている。他方、厚生労働省の職業分類は、公共職業安定所の職業紹介業務だけではなく、業務統計の職業別表示、雇用対策業務などの実務と統計の両方に使用されている。1953年に初めて作成され、これまでに3回改訂されている。

各国がそれぞれ独自に職業分類を作成する一方、国際労働機関（以下ILOという。）は各

1 ベルティオン（Jacques Bertillon）は国際標準職業分類の先覚的提唱者のひとりである。彼はヨーロッパ各国間の職業統計を容易に国際比較できるようにするため、1872年の第8回万国統計会議で職業分類の試案を提示した。その後、1893年の第4回国際統計協会では職業分類草案が受理されている。この分類草案は、原料の生産、原料の変形と利用、行政・自由業、その他の職業の4大綱の下に、それぞれに対応する、土地表面・水面の開拓（農林漁業）、工業（製造業）、公権力（陸海軍、警察）、家事労働（妻、門番、馬丁など）などの12の大分類で構成されていた。更に、ベルティオンは1895年の第5回国際統計協会で職業分類草案の4大綱を再編した産業分類を提案している。これを契機に職業分類と産業分類は経済活動の相異なる2つの面であるとの認識が次第に広まった。

2 欧米の主要国では1990年代以降、利用目的に応じてそれぞれ別個に作成されていた職業分類に代わって、統計利用・実務利用のいずれにも使用する共通の職業分類を作成する方向に政策転換している。

国の職業別統計を国際比較する際の職業に関する国際基準として国際標準職業分類（International Standard Classification of Occupations、以下ISCOという。）を1958年に設定し、これまで2回改訂を行っている。

これら3つの職業分類は、それぞれ独自性を有しながらも、相互に密接な関連をもって発展してきた。その接点は以下の通りである。

(1)厚生労働省の職業分類¹と日本標準職業分類

厚生労働省の職業分類は大・中・小・細分類の4段階分類であるが、そのうち上位分類（大・中分類）は日本標準職業分類の大・中分類に準拠して設定されている。小分類についても原則として日本標準職業分類の小分類に対応している。このような対応関係を保持しているのは、厚生労働省の職業分類が業務統計の職業別集計にも使用されていることによる。国勢調査を始めとする公的統計の職業別表章には日本標準職業分類が用いられており、これらの統計と職業安定行政の業務統計との相互比較・照合を行うためには日本標準職業分類に準拠して上位分類を設定する必要があったからである。このため大・中分類項目は、項目内容、項目数、項目の配列順の点で日本標準職業分類に完全に一致している。しかし、小分類項目は、日本標準職業分類に設定されていなくても職業紹介業務で取扱件数の多い職業を小分類に設定している関係で、原則として分類項目の対応を確保することに止まっている。日本標準職業分類の大・中・小分類に準拠する方針は第1回改訂で採用され、以後、その方針が堅持されている。

(2)日本標準職業分類と国際標準職業分類

ISCOは統計目的の職業分類であるが、各国の同種の職業分類とは明らかに異なる観点から作成されている。職業分類は、通常、帰納的手法を用いて作成される。この方法では、まず、最小単位の分類項目を設定し、それを束ねて上位項目を設定し、更にそれを集約する作業を繰り返して最終的に階層を持った分類体系が構築される。これに対してISCOは演繹的手法で作成されている。この方法では、まず最初に大分類項目を設定する。次に加盟国の報告などを考慮して、大分類の下位に配置されるべき中分類、更にその下位に配置されるべき小分類が順に決定され、最終的に階層を持った分類体系が作成される。

各国の職業分類にはその国の経済発展の状況を反映した特徴的な職業が設定されている。他方、ISCOに設定されているのは、各国に広く見られる職業や多くの国に共通して見られる職業である。このためISCO体系をそのままの形で各国の特有な状況に適用することは容易ではない。また、ILOは各国に対してそれぞれの職業分類とISCO体系との高次の整合性を求めているわけでもない。ISCO体系は職業分類のひとつの考え方であり、その分類概念や分類項目を各国が受け入れることができれば、各国の職業別データの国際比較が容易にな

1 本書では、2001年の中央省庁の再編統合前に旧労働省が作成・改訂した職業分類を「労働省編職業分類」、その2011年改訂版を「厚生労働省編職業分類」と表記する。

るという意味での国際モデルである。

日本標準職業分類は、1979年改訂版まで、ISCOの1958年版/1968年改訂版との大分類における項目の対応を確保していたが、1988年にISCOが分類基準にスキル概念を導入したことからISCOの大分類項目との対応を確保することが難しくなった。このため1986年以降の改訂では1968年版ISCOに準じた大分類項目を維持しながらも、国際比較性の向上の観点からISCOの考え方のうち採用できるものがないかどうかの検討が行われている。

(3)改訂のサイクル

三者の改訂時期は以下の3回の周期に分けることができる（付表2参照）。

①第1次周期

1958年ISCO設定 → 1960年日本標準職業分類の設定（大分類はISCOに対応） → 1965年労働省編職業分類の改訂（1960年改訂版日本標準職業分類の大・中分類に準拠）

ISCOにおける分類の対象は個人の従事する仕事の種類である。日本標準職業分類はこの考え方をそのまま導入している。労働省編職業分類は1965年の改訂において、それまで分類の枠組みとしていた米国労働省の職業分類に代わって日本標準職業分類の大・中分類に準拠する方針を採用した。

②第2次周期

1968年ISCO改訂 → 1970/1979/1986年日本標準職業分類の改訂（大分類はISCOに対応） → 1986年労働省編職業分類の改訂（1986年改訂版日本標準職業分類の大・中分類に準拠）

ISCOの1968年改訂は分類の概念・枠組みを変えずに職業の実態に合わせた部分改訂であった。そのため日本標準職業分類の改訂は、社会経済情勢の変化に伴う職業の変化に適合させるための分類項目の見直しに止まった。労働省編職業分類は大・中分類を日本標準職業分類に準拠して設定するという方針のもとに改訂が行われた。

③第3次周期

1988年ISCO改訂 → 1997年日本標準職業分類の改訂（1988年版ISCOの新分類概念（スキル）を採用せず） → 1999年労働省編職業分類の改訂（1997年改訂版日本標準職業分類の大・中分類に準拠）
--

ISCOは職務の類似性を判断する基準として新たにスキル概念（スキルレベル、スキル分野）を導入した。大分類の配列にはスキルレベルの基準が適用され、新大分類「テクニシャン、準専門的職業従事者」が設定された。このスキルレベルの概念とその適用は我が国の職業の実態にそぐわないことから日本標準職業分類の改訂ではスキルレベルを採用せず、従来の分類基準を踏襲して分類項目の見直し作業が行われた。労働省編職業分類は日本標準職業

分類に準拠して大・中分類を設定するという方針を引き続き採用して改訂が行われた。

3. 改訂記録の意義

2008年にISCOの改訂が行われ、第4次の周期が始まった。ISCOの改訂に続いて、2009年に日本標準職業分類の5回目の改訂が、2011年には厚生労働省編職業分類の第4回改訂がそれぞれ行われた（図表1）。

本書は厚生労働省編職業分類の2011年改訂の記録である。改訂作業の記録を残すことにはふたつの意味合いがある。それらは改訂記録の役割とも言える。第一は職業分類の利用者に対する役割である。改訂版職業分類表には改訂内容の解説が掲載されているが、解説は主な改訂点を対象とし、その記述は極めて簡単である。解説の対象になっていない改訂箇所については改訂理由が明らかにされておらず、改訂理由が明記されているものについても十分な解説が行われているわけではない。改訂版職業分類表の利用者が今回の改訂結果を正しく理解するためには、結果に至った過程の議論を明らかにする必要がある。

第二は職業分類の作成者に対する役割である。厚生労働省編職業分類は日本標準職業分類の上位分類に準拠して分類項目が設定されている関係で、日本標準職業分類の改訂時期に合わせて、10年程度の間隔で改訂が行われている。本書に記述された、職業分類の主な概念、これまでの改訂の要旨、今次改訂の詳細な内容の3点は、職業分類を理解するための、言わば足場であり、次回改訂はこの足場の上に立って作業を進めることができる。

4. 本書の構成

上述したように、国際標準職業分類、日本標準職業分類、厚生労働省編職業分類の三者間には密接な相互関連があり、厚生労働省編職業分類の改訂内容を理解するためには日本標準職業分類の改訂内容を理解する必要がある。また、日本標準職業分類の改訂では国際比較性の向上が掲げられているので、国際標準職業分類の改訂内容を理解することが欠かせない。つまり、厚生労働省編職業分類の改訂過程を記述するためには、日本標準職業分類と国際標準職業分類のそれぞれの改訂過程も明らかにする必要がある。

本書は厚生労働省編職業分類の2011年改訂の記録であるが、以上の理由から、日本標準職業分類と国際標準職業分類のそれぞれについても改訂過程を明らかにした。記述に統一性を持たせるため、それぞれの改訂に関する記述は、以下の3点を中心にしている。

- ①改訂の課題として取り上げられた問題は何か。
- ②改訂作業はどのような方針のもとで行われたのか。
- ③見直しはどのような観点から行われ、どのような結果になったのか。

以下の章では、国際標準職業分類、日本標準職業分類、厚生労働省編職業分類の順に改訂過程を記述する。

図表1 職業分類の改訂の流れ

	国際標準職業分類	日本標準職業分類	厚生労働省編職業分類
2003年 (12月)	国際労働統計家会議決議案 (ISCO-88の改訂を2007年末までに終了することをILOに求める)		
2004年 度 2005年 度	↓	日本標準職業分類に関する調査 研究(総務省) ↓	公共職業安定所における職業分類 の運用に関する調査
2007年 度 (12月)	↓ ILO労働統計専門家会議 (ISCO-08の採択)	職業分類検討委員会 (改訂諮問原案の検討・作成) ↓	職業分類研究会 (職業分類の共有化に関する検討) ↓
(2008年 3月)	ILO理事会：労働統計専門家 会議報告の承認		
2008年 度 (2009年 3月)		↓ 改訂諮問案	職業分類改訂委員会 (細分類項目の見直し) ↓
(4月) 2009年 度 (8月) (12月)		〔統計委員会への諮問〕 統計委員会統計基準部会におけ る審議(改訂諮問案の検討) ↓ 〔統計委員会の答申〕 総務省：日本標準職業分類の統 計基準としての設定・公示	職業分類改訂委員会 (大・中・小分類項目の見直し、細 分類の記述) ↓ 分類項目改訂案
2010年 度 (2011年 3月)			(細分類の記述) ↓ 改訂案 厚生労働省：労働政策審議会にお ける改訂案の報告
2011年 度(6月)			新職業分類の公表

第1章 国際標準職業分類の2008年改訂

はじめに

国際標準職業分類は、国際労働機関が次の目的を掲げて作成している職業分類の国際基準である。

- ①各国の職業に関する統計データを国際比較できるように、統計調査結果を職業別に表示する際の職業の枠組みを提供する。
- ②自国の職業分類をまだ作成していない国だけでなく、現在使用している職業分類を改訂しようとしている国に対して職業分類のモデルを提供する。
- ③政策の立案や調査研究などの各種の目的のために必要な職業データを収集する際の職業の枠組みを提供する。

ISCOは1958年に設定され、これまで2回改訂が行われている。ここでは、まず今回の改訂に至るまでの道筋を簡単に振り返ってみよう。

(1)国際標準職業分類の設定（1958年）

ISCOの起源は1923年に遡る。この年、ILOの後援で第1回国際労働統計会議（International Conference of Labour Statisticians、以下ICLSという。）が開催され、国際職業分類の問題がILOで初めて取り上げられた。この会議では、就業者は先ずその雇用されている産業によって、次に各産業における職業によって、それぞれ分類されるべきであり、そのための産業分類と職業分類を別々に作成する必要があるとの点で意見が一致した¹。しかし、当時は具体的な職業分類を提案するところまでには至らなかった。

ICLSで具体的な措置がとられたのは1947年以降のことである。この年に開催された第6回ICLSは、ILO理事会に対して、国際標準職業分類の設定に関する問題を研究するように求める決議案を採択した。この決議案を受けて1948年にILO理事会は第7回ICLSで国際標準職業分類を議題にすることを決定した。

1949年の第7回ICLSには国際職業分類草案（大・中分類）が提出され、このうち大分類項目だけが採択された。また、この会議では、分類項目の設定に関する次の基本原則が採択された。

1. 職業の分類基準は、経済活動の種類や従業上の地位には関係せず、個人の遂行する手職trade、専門的業務 profession、又は仕事の種類 type of work performed とする²。

1 2ページの脚注1参照

2 同じ考え方は既に第6回ICLSで表明されている（職業とは、個人の従事する手職 Trade、専門的業務 profession 又は仕事の種類 type of work performed であって、所属している経済活動部門には関係しない）。更に、第9回ICLSでも同じ考え方が再度表明されている（職業分類は、個人の所属している経済活動又は個人の従業上の地位には関係せず、その人の従事する手職 trade、専門的業務 profession又は仕事の種類 type of work にもとづかなければならない）。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">2. 熟練度や訓練の程度によって職業を細分化することは小分類の段階で行う。3. 無給の家族従業者は従業上の地位の区分であり、分類基準には用いない。4. 自営業者は、その経営する事業所の従業員が遂行する仕事と同じ仕事に従事する場合、その従業員の分類される職業と同じ職業に分類する。 |
|---|

1954年の第8回ICLSには大・中分類案が提出され、大分類案は修正のうえ採択されたが、中分類案は国による意見の違いが大きかったため、仮採択に止まった。中分類の一番大きな対立点は、項目の設定にあたって産業分類的な視点を採り入れることの是非であった。会議後、ILO事務局は加盟各国に意見照会を行い、その回答にもとづいて国際標準職業分類の最終草案が1955年に作成された。

1957年の第9回ICLSでは最終草案について討議が行われた。総論としては、職業分類をまだ作成していない国や現在使用している職業分類の改訂を考えている国にとって職業分類のモデルになると評価されたが、職業分類の原則や分類項目については合意された点のみ必要な修正が行われ、それ以上の修正は困難だった。最終的には実際の運用によって改善を進めることで合意に達し、大・中・小分類項目が正式に採択された。

分類項目ごとの定義や内容例示については、ILO事務局が各国から意見を聴取して作成し、1958年に国際標準職業分類が刊行された。これがISCO-58¹である。分類体系は、大分類（10項目）、中分類（73項目）、小分類（201項目）の3段階構成であるが、小分類の下位には当該項目に含まれる職業が細分類（1,345職業）として設定され、実質的には4段階分類になっていた。

(2) 1968年の改訂

ISCO-58の分類項目案を採択した第9回ICLSの決議案には、ISCOを速やかに改訂すべき旨の文言が盛り込まれていた。これを受けてILO事務局は、各国政府や他の国際機関から提出されたISCOに対する意見を取りまとめて1965年にISCO-58の暫定的な改訂案を作成した。この暫定改訂案はILOの設置したISCO検討委員会で修正され、この修正改訂案が1966年の第11回ICLSに提出された。会議では同改訂案を更に修正して、大・中・小分類の分類項目改訂案が採択され、この改訂案は翌1967年3月のILO理事会で承認された。これがISCO-68である。ISCO-68は、ISCO-58の考え方を踏襲して、職業の実態に合わせて分類項目の新設・分割・廃止等の一部修正を行ったものである。分類体系は、大分類（8項目）、中分類（83項目）、小分類（284項目）の3段階構成である。小分類の下位には、ISCO-58と同様に、当該項目に含まれる職業が細分類（1,506職業）として設定されている。

ISCO-68では、ISCO-58と同様に、仕事の種類 *type of work performed* の類似性にもとづいて職業を区分することが分類の基本原則になっている。各職業は、軍人を除いて大分類0～9のいずれかの項目に分類されるが、次の職業については特殊な取り扱いをしている。

1 国際標準職業分類は末尾に作成年又は改訂年を添えた表記が慣用的に使用されている。

1. スーパーバイザー（生産部門以外の分野における、他の労働者の指導等の仕事）は、事務、販売、サービスの各大分類に設定されているスーパーバイザーの項目に分類する。
2. 生産現場のフォアマン（職長など）のうち一般従事者と同じ仕事に従事しながら仕事の割り当てや調整等の責任を負っているものは、一般従事者と同じ項目に分類するが、現場を統括する任務を負っているものは生産関連職業の中の生産スーパーバイザーの項目に分類する。
3. 見習は従事している仕事ではなく、訓練を受けている職業に分類する。
4. 補助者は従事している仕事に即して分類する。
5. 作業現場で仕事の仕方などを指導しているインストラクター（OJTの指導員）は、その技能分野にもとづいて分類する。

(3) 1988年の改訂

1982年に開催された第13回ICLSはISCOの改訂に関する勧告を採択した。その基本的考え方は、ISCO-68の分類体系にもとづく改訂でなければならないということであった。これは、ISCO-68の細分類に設定されている1,506個の職業をそのまま維持して、必要がある場合にのみ分類体系を改訂すべきであるということを意味していた。この勧告を受けて、翌1983年にILO理事会はISCOの改訂に着手することを決定した。同年11月には加盟各国に対して実情照会（職業分類の現状、ISCO改訂に関する意見など）を実施した。その結果や分類の原則などに関する検討を経てISCOの暫定的な改訂案が作成され、1986年の専門家会合等で討議された。1987年の第14回ICLSはISCOの改訂案を採択し、同案は翌1988年のILO理事会で承認された。これがISCO-88である。分類体系は、大分類（10項目）、亜大分類（28項目）、中分類（116項目）、小分類（390項目）の4段階構成である。

ISCO-88の特徴は、第一に1968年版に比べて分類概念を明確にしたこと、第二に大分類の区分と配列にあたって新たな概念（スキルレベル）を採用したこと、第三に分類段階を変更したことである。

ISCO-88の中心的概念は、職務（job）とスキル（skill）である。職務とは、一人の人が遂行する課業（tasks）と責任（duties）の集まりであり、ISCO-08における分類の単位になっている。このように定義された職務のうち主な課業と責任が類似しているものの集合体が職業（occupation）である。したがってISCO-88における職業とは、類似した職務によって構成される職務の集合体を指している。

他方、スキルとはある職務に含まれる課業と責任を遂行する能力であると定義されている。スキルにはスキルレベルとスキルの専門分野のふたつの面がある。前者は職務の困難さに、後者は仕事の内容にそれぞれ関係した概念である。スキルレベルの区分は、ISCOの国際的性格を考慮して必要最小限（4段階）に抑えられている。スキルレベルの4区分はUNESCOの国際標準教育分類（ISCED）の教育段階に対応して設定されている。したがって、ある特定の職業のスキルレベルは、その職業を遂行するために必要な能力がどの段階の教育によっ

て獲得されるかによって決まる。

ISCO-88の分類項目は、職務の類似性を考慮して設定されているが、その類似性を判断する基準はスキルの専門分野である。具体的には、必要とされる知識の分野、使用する道具・機械、取り扱う原材料、生産する財や提供するサービスの種類の4つが類似性の基準として用いられている。スキルの専門分野は小分類項目の設定だけではなく、それを集約して上位段階の分類項目を設定するときにも適用される。このようにして小分類・中分類・亜大分類・大分類の項目がそれぞれ設定され、大分類はスキルレベルの高い順に配列されている。

第二の特徴は大分類に「テクニシャン、準専門的職業従事者」という新たな項目を設定したことである。この項目には、スキルレベル3（ISCEDのレベル5：17/18歳から始まる4年程度の、大学以外の教育機関における教育）に該当する職業が分類される。我が国では、学歴と職業の結びつきが緩やかであること、職業の呼称に依拠して技術者かテクニシャンか（あるいは専門職か準専門職か）の判断を行うことが難しいことなどの社会・職業の実態に鑑みて、日本標準職業分類にスキルレベルの概念を導入することは見送られている。

3番目の特徴については、次の2点を指摘できる。ひとつは新たな分類段階が導入されたことである。大分類（major groups）と中分類（minor groups）の中間の区分として亜大分類（sub-major groups）が設けられた。ISCO-68では大分類の8項目に対して、次の分類段階である中分類には83個もの項目が設定され、統計表を作成する際には、大分類では項目数が少なすぎ、中分類では多すぎると指摘されていた。これを改善するために導入されたのが亜大分類である。

もうひとつは細分類が廃止されたことである。ISCO-68には1,506個の細分類レベルの職業について職務内容が記述されていたが、すべての国に適用可能な細分類を作成することは難しいという理由で廃止された。このため分類の最小単位である小分類であっても、項目の数は390個に止まっている。

1. 改訂の過程

(1)改訂の体制

ISCO-88の改訂の端緒を開いたのは、2003年3月に開催された第34回国連統計委員会である。同委員会は2010年世界人口・住宅センサス前にISCOの改訂を行うことを求めた。これに歩調を合わせるように、同年開催された第17回ICLSでは国際標準職業分類に関する決議案が採択され、この決議案は翌2004年3月のILO理事会で承認された。また、同月に開かれた第35回国連統計委員会で、ILOはISCO-88の改訂を2007年末までに完了させることを表明した。

ILO事務局はISCO-88を改訂する理由として次の4点を挙げている。第一は、前回の改訂から長期間が経過していることである。ISCO-88が作成されてから20年近く経過し、その間の技術変化、職業構造の変化によってISCO-88と現実の職業との乖離が大きくなっていた。第二は、ISCO-88で新たに採用されたスキルレベルの適用にあたって問題が鮮明になってきた

ことである。第三は、2003年の第17回ICLSにおいてISCO-88の改訂を求める決議案が採択されたことである。第四は、2010年の世界人口・住宅センサスに向けて国際標準産業分類の改訂作業が進行していたことである。第34回国連統計委員会では国際標準産業分類の改訂作業に合わせてISCOの改訂を行うことを求めている。

第17回ICLSで採択された決議案には、以下の通り、改訂作業の期限とその範囲が明記されている。

1. 国際労働事務局（ILO）に対してISCO-88の改訂作業を2007年末までに完了させるように求める。
2. ISCO-88の基本原則と主要構造は維持すべきであるが、ISCO-88をモデルにした職業分類を使用している国の経験や1988年以降の労働の世界の変化を考慮すると、ISCOを職業分類のモデルとして、また職業別統計を国際比較する際の枠組みとして使用するためには現状に適合的な分類にする必要がある。

この決議案は、ISCO-88の分類原則と分類体系（即ち、分類の単位としての職務、その内容である従事する仕事の種類、分類基準であるスキルレベルとスキルの専門分野、大分類・亜大分類・中分類・小分類によって構成される4段階の分類構造）を維持しつつ、下位分類の項目の改訂を求めたものである。

この決議案を受けてILO事務局は、ISCO-88の改訂案を作成するための情報収集を行うとともに、技術専門家委員会(Technical Expert Group for updating ISCO)を設置して改訂作業に対する助言を求めた。前者については改訂作業の着手前と改訂案の作成途上の2度にわたって意見照会を行っている。改訂作業の開始前の2004年には、ILO加盟国及び労使団体を対象にしてISCO-88の改訂に関する質問紙調査が実施された。調査は職業分類の原則に関する項目と個別職業分野に関する項目に分かれているが、主な調査項目は以下の通りである。

1. スキルレベルの適用状況
独自の職業分類を作成している国におけるISCO-88のスキルレベル基準の適用状況
2. 複合的職務を設定することの必要性
複数の分類項目に該当する職務を含んだ職業を設定することは必要か。ISCO-88では、そのような職業の分類原則を定めている。すなわち、最もスキルレベルの高い仕事に該当する分類項目に分類する。複数の仕事と同じスキルレベルの場合には、就業時間の長い仕事に該当する分類項目に分類する。
3. 雑分類項目の適正な取り扱い方法
雑分類項目は、ひとつの職業分野の中で分類項目として設定した職務を除き、それ以外の職務であって、どの分類項目にも該当しないものを分類するために設定されている。この原則を変更して、仕事内容の不明確な職務や複数の分類項目に該当する職務などを雑分類項目に分類するようにすべきであるか。
4. 分類項目名の修正
異なって解釈されるおそれのある項目名はあるか。
5. 管理的職業の明確化

法人の管理職員と個人事業の管理職はどのように見分けるのか。スーパーバイザー（supervisors）の項目を設けることは適切か。

6. 情報通信関連の職業の拡充

web関連の職業やコールセンターオペレーターなどの情報通信関連の職業を拡充することは必要か。

7. 女性の多い職業の明確化

秘書など女性就業者の多い分野の職業を細分化する必要があるか。

8. 調理人

調理人とファーストフード調理員を区分することは適切か。

9. 農業従事者

農業法人の管理的職業、販売目的で生産する農業従事者、農業の労務作業員を区分することは適切か。自家消費を目的にして生産する農業従事者を細分化することは必要か。

10. 単純作業の細分化

女性が多数を占める家庭の仕事、路上での仕事などの単純作業を細分化することは適切か。再生資源の収集・分別の仕事に従事するものを新たな分類項目として設定することは必要か。

11. 軍人

軍隊に特有な職業だけに限定し、対応する職業が民間部門にある場合にはそれぞれの職業に対応する分類項目に分類することは適切か。

加盟国と労使団体を対象にして行われた2回目の意見照会では、分類構造・項目の改訂案、その他の主要課題に関する事項が主な内容であった。

これらの調査から得られた情報は、各国の職業分類の専門家と他の国連専門機関の専門家を委員とする技術専門家委員会で検討された。同委員会は、改訂作業中に4回、作業の節目ごとに開かれた。

改訂作業は、おおよそ次の順序で進行した。

1. ILO加盟国等を対象にした1回目の質問紙調査の実施
2. 技術専門家委員会における1の結果の検討
3. 2の結論にもとづく分類項目案（試案）の作成
4. 技術専門家委員会における3の検討
5. ILO加盟国等を対象にした2回目の質問紙調査の実施
6. 5の結果を参考にして分類項目案（試案）の修正
7. 技術専門家委員会における6の検討
8. 7の結論にもとづく分類項目案（素案）の作成
9. ILOのwebサイトにおける8に対する意見受付
10. 技術専門家委員会における8の検討
11. 5、9、10を参考にして最終的な分類項目案の作成

(2)改訂の範囲と課題

ISCO-88の改訂にあたって、その範囲や課題は当初から決まっていたわけではなく、現実には改訂作業の進行とともに確定した。改訂作業では、まず分類の考え方について意見を整

理した。したがって、この段階では分類の理論的な側面から作業範囲と改訂課題について議論が行われた。次に、具体的な分類項目、すなわち大分類、亜大分類、中分類、小分類の改訂の範囲とその課題について議論が行われた。このようにISCOの改訂は、個別の職業を積み上げて帰納的に分類体系を見直すという帰納的方法ではなく、分類の理論的枠組みを決定したうえで大分類から下位分類に向かって見直しを進める演繹的手法を採っていることが特徴である。

ILOは2004年に加盟国等を対象にISCOの分類枠組みに関する意見・要望を調査した。その結果は同年11月の第1回技術専門家委員会で検討され、改訂課題として次の3点を取り上げるようになった。

1. スキルレベルの定義とそれを国際的な状況のもとで操作的に測定する方法を明確にすること
2. 管理職、教員、ファーストフードの調理人、街頭でのサービス従事者など、これまで問題視されていた職業を分類体系の中に適切に位置づけること
3. スキルレベルの考え方とは別に、主に生産する財や提供するサービスにもとづいて職業分野別グループを設定する方法を検討すること

2003年の第17回ICLSで採択された決議案は、上述したように、ISCO-88の基本原則と主要構造を維持しつつ、職業の現状に適合させることを求めている。技術専門委員会は改訂の範囲について検討し、分類項目の改訂は以下の範囲に止めることで意見が一致した。

1. 各国の国内事情が大きく異なっていることを考慮すると、各レベル（大分類・亜大分類・中分類・小分類）に設定する項目の数について厳密な方針を設けることは適切ではない。
2. 大分類の統合・廃止・修正は、特殊な事情がある場合にのみ行う。
3. 亜大分類（又は中分類）の統合・分割は、就業者が顕著に増加・減少している場合、あるいは小分類を分割・統合した場合に限定する。亜大分類は、中分類を集約して意味のある統計を作成するために設定されているので、ある程度の数が必要である。項目数の大幅な増減は行わない。
4. 小分類の改訂（分割・統合・新設）には職業の変化を反映させる。
5. 就業者の少ない職業あるいは少数の国にのみ存在する職業は小分類に設定しない。そのような職業は、類似の仕事が位置づけられている小分類項目、あるいは雑分類項目に分類する。
6. 雑分類項目はその内容を精査する。雑分類項目の設定が避けられない場合には、そこに分類される主な職業を小分類の定義の一部として記述し、それらの職業は職業名索引に掲載する。

また、ISCO-88の適用にあたって従来から問題視されていた点（即ち、同一の職務内容であっても教育要件の異なる職業を分類するために、スキルレベル4の大分類2（専門的職業従事者）とスキルレベル3の大分類3（テクニシャン、準専門的職業従事者）にそれぞれ同一の分類項目が設定されていること）については、以下の原則にもとづいて取り扱うことになった。この原則を適用すれば、異なる大分類に同一の項目を設けることは不要になる。

仕事内容の同じ職務に従事する者は、教育要件が異っていても、職務内容に着目して同一の項目に分類する。

なお、今後、各スキルレベルの具体的な要件など新分類の特徴を解説した総合的な手引きを作成して、ISCOの導入を検討している国やISCO-08をモデルにした改訂を検討している国を支援することでも合意している。

以上は、分類体系あるいは分類レベルごとの大枠の改訂範囲・課題である。個別職業に関する具体的な改訂課題やその他の事項に関する課題は、改訂作業の進行とともに次第に明らかになり、それに対応する形で改訂案が作成されている。そのような個別課題のうち主なものは以下の通りである。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1. 管理職の項目の構成を見直すこと2. 情報通信技術の発展に対応した分類項目を設定すること3. 保健医療分野の職業を拡充すること4. 事務やサービス分野の亜大分類・中分類を細分化し、その従事者（その多くは女性）の分類上の位置づけを明確にすること5. 農林漁業関連の職業を細分化すること6. 労務作業の分類項目を細分化すること7. 全項目とも職業定義を見直し、最新の職務内容に修正すること8. 職業名索引を見直すこと |
|---|

上記7は、次の理由によって定義の見直しが必要になった。第一は分類項目の改訂である。旧小分類項目の中には、その上位の中分類や亜大分類の分割・統合・移設などに伴って分割・統合されたものがある。また、今回の改訂で新たに小分類として設定された職業もある。このため既存の分類項目については職業定義や職務内容の見直しが、新設の分類項目については定義の作成が必要であった。第二は定義の陳腐化である。分類項目に変更のない職業であっても、その職業定義は20年前のものである。1988年以降の技術変化や職務構成の変化を反映した職務内容に修正する必要があった。2007年4月の技術専門家委員会は、ILO事務局に対して、職業定義を新規に作成する場合や最新の職務内容に書き換える場合、可能な限り、職業分類を最近改訂した国の職業定義・職務内容の記述を参考にするように求めた。上記8の対象はISCO-88の3種類の職業名索引（ISCO-88分類番号順職業名索引、ISCO-68分類番号順職業名索引、アルファベット順職業名索引）である。職業名索引は、小分類項目に掲載されている例示職業名を分類番号順、アルファベット順に配列したものである。例示職業名は、小分類に含まれる個別具体的な仕事を明らかにするとともに、小分類の職務範囲を示すものでもある。したがって例示職業名を分類番号順、アルファベット順に配列した索引は、現実の職業がISCO上のどの項目に該当するかを探す際の判断基準になっている。また、同じ職業が新旧の分類間で位置づけが異なる場合、新分類項目の位置づけを理解するのに役立つ。更に、ISCOに準拠して職業分類を新たに作成しようとしている国や、既存の職業分類をISCOの体系に合わせて改訂しようとしている国にとって、その第一歩はISCOに設定されている職業とそれぞれの国の職業との対応関係を明らかにすることである。それにはISCOの

職業名索引が必要である。索引の見直しは、その利用方法を考慮して行うことになった。

2. 改訂の内容

(1)一般原則の見直し

ア. 分類の枠組み

ISCO-08における分類の基本的考え方は、ISCO-88と同じく、職務（job）とスキル（skill）の2つの概念によって構成されている。職務とは一人の人が遂行する一連の課業と責任を言う。即ち職務とは仕事の種類を指す言葉である。ISCOにおける分類の単位は職務であり、主な課業と責任が類似している、ひとまとまりの職務が職業である。分類の対象には雇用者だけではなく、使用者や自営業者も含まれる。

職業分類では類似した職務を束ねてひとつの分類項目として設定しているが、職務間の類似性の判断、分類項目の上位段階への集約、分類項目の配列はスキルにもとづいて行われる。ここにいうスキルとは特定の職務に含まれる課業と責任を遂行する能力を指す概念である。スキルにはレベルと専門分野のふたつの面がある。

(ア)スキルレベル

スキルレベルは、課業や責任がどの程度複雑なものか、どの範囲までの課業・責任を含むのかといった職務自体の困難さや職務範囲の広さに関係した概念である。ISCO-08のスキルレベルは4つに区分されている。ISCO-88では国際標準教育分類（1976年ISCED）の教育レベルとスキルレベルを対応させているが、ISCO-08でもISCED（1997年版）とスキルレベルを対応させていることに変わりはない（図表2）。今回の改訂の特徴は、スキルレベルの判断基準として複数の要件が列挙され、教育訓練の要件はその一部にすぎなくなったことである。スキルレベルの判断基準は以下の4項目である（付表3参照）。

- ①主な課業
- ②職務の遂行に必要なスキル
- ③職務の遂行に必要な知識・スキルの習得方法（学校教育、OJTの期間、十分な職務遂行を行うために必要とされる関連職業における経験）
- ④例示職業名

スキルレベルを決定する際に最も重視されるのは、教育訓練の要件（上記3）ではなく、従事する仕事の性質（上記1）である。したがって教育訓練レベルの異なる人が同じ仕事に従事している場合、それぞれの教育訓練レベルに対応する分類項目に分類するのではなく、仕事の性質に着目して同じ分類項目に分類することになる。ISCO-88とISCO-08はスキルレベルという同じ概念を用いていても、その判断基準、判定方法は大きく異なっている。

小分類の職業はスキルレベルの尺度上でそれぞれの格付けが行われ、その格付けにもとづいて分類上の位置づけと配列が決まる。分類項目はスキルレベルの高い順に配列されている（図表3）。大分類に設定された10項目のうち8項目はひとつのスキルレベルに対応し、他の2

項目（大分類1「管理的職業従事者」と大分類0「軍人」）は、大分類ではなく亜大分類にスキルレベルが適用されている¹。

図表2 ISCOスキルレベルと国際標準教育分類

ISCO-08スキルレベル	ISCED-97
4	6 大学院教育
	5a 中期の大学教育（学士レベル）
3	5b 短・中期の大学教育
	4 高卒後の教育（大学以外の教育機関）
2	3 後期中等教育
	2 前期中等教育
1	1 初等教育

図表3 ISCO-08におけるスキルレベルの適用

大分類	スキルレベル
1 管理的職業従事者	3、4
2 専門的職業従事者	4
3 テクニシャン、準専門的職業従事者	3
4 事務補助従事者	2
5 サービス・販売職業従事者	2
6 農林漁業の熟練従事者	2
7 技能工及び関連職業従事者	2
8 機関・機械運転従事者、組立工	2
9 単純作業従事者	1
0 軍人	1、2、4

ISCO-08の適用の単位は人であるが、分類の単位は職務である。したがってスキルレベルを適用する対象は職務であって、人ではない。スキルレベルという言葉は、職業Aに従事している人と職業Bに従事している人のスキルの高低（熟練・非熟練、腕の良し悪しなど）を表すもの、あるいは特定の職業における個人Aと個人Bのスキルの高低等を表すものとして用いることもあるが、ISCOにいうスキルレベルはそのような意味ではない。いかなる職業であろうとも、その職業における初期段階の仕事を十分に遂行するために必要な能力という意味でこの言葉を使用している。

(イ)スキルの専門分野

類似した職務を束ねて職業（＝小分類）を設定し、それを中分類に、中分類を亜大分類に、

1 大分類1のうち亜大分類14（宿泊・販売・関連サービスの管理的職業従事者）はスキルレベル3、それ以外の亜大分類はスキルレベル4である。大分類0の亜大分類に設定された3項目はいずれも階級別の項目であり、それぞれのスキルレベルは階級の高い項目順に4、2、1である。なお、ISCOの分類符号は、大分類が数字1桁、亜大分類が数字2桁、中分類が数字3桁、小分類が数字4桁である。

重分類を大分類にまとめるときに適用する基準がスキルの専門分野である。専門分野を判定するための基準はISCO-88と同様に次の4項目である。

- ①職務の遂行に必要な知識
- ②使用する道具・機械器具
- ③取り扱う原材料
- ④製品・サービスの種類

個々の分類項目と上記の基準は一対一に対応しているわけではない。適用される基準は分類項目ごとに異なっている。それは、各職務に含まれる仕事の性質を最も適切に表すことのできる基準を適用しているからである。また、適用されるのはひとつの基準とは限らず、複数の基準が適用されていると見られるものもある。

イ. スキル概念の適用

ISCO-08はISCO-88の概念モデルをそのまま使用しているわけではない。ISCO-88の弱点であると指摘されていたスキル概念の適用については、その適用の指針が示された。その中でも特筆すべきことは、同一分類項目の二重設定に関する運用上の問題を解決するための原則が導入されたことである。

同一分類項目の二重設定とは、同じ職業であっても、その職業に従事するための教育要件が国によって異なっていることを考慮して、異なる大分類にそれぞれ同一の分類項目を設定していることを指している。既に指摘したように、その代表的なものは看護師と小学校教員である。看護師と小学校教員は、大学レベルの教育機関で養成している国とそれ以外の教育機関で養成している国がある。このためISCO-88では大分類2「専門的職業従事者」と大分類3「テクニシャン、準専門的職業従事者」にそれぞれ看護師と小学校教員の項目を設定している。当初、看護師と小学校教員は、国ごとに大分類2あるいは3のどちらか一方に統一して分類されるものとILO事務局では考えていた。しかし、その後の各国における実際の運用を見ると、看護師と小学校教員の職業に従事している人は、その教育レベルに対応する分類項目に分類されていることが明らかになった。看護師（又は小学校教員）の職業に従事しているもののうち大学卒のものは専門職に、それ以外のものは準専門職にそれぞれ位置づけられていた。

この問題についてISCO-08で導入された新たな適用原則は次の通りである。即ち、仕事内容の同じ職務は、その職務に従事するために必要な教育要件が国によって異なっても、同一の分類項目に分類する。つまり、スキルレベルの適用にあたり、教育訓練の要件よりも職務内容を優先することになったわけである。教育要件で見ると、国によって（あるいは同一国内で）スキルレベルが違っていても、同じ仕事は常にひとつの分類項目に分類しなければならないことから、国際比較性の向上につながる事が期待される。なお、看護師については、依然として必要な教育要件が国によって異なる状況に変わりがないので、大分類2と3にそれぞれ看護師、看護師準専門職の項目を残すことになった。

教育訓練要件が国によって異なっている場合、スキルレベルの決定原則とその適用指針は以下の通りである。

1. 当該職業の職務内容とスキルレベルごとの主な仕事とを比較して判断する。
2. 上記1の適用が困難な場合、大半の国が採用している学校教育の要件にもとづいて決定する。
3. 上記1と2を適用してもスキルレベル1と2のどちらであるかを判断できない場合、初等教育の修了を要件とする職業はスキルレベル1に分類する。
4. 上記1～3を考慮してもスキルレベルを判断できない場合、工業国に一般的に見られる要件を考慮して決定する。ただし、大半の工業国が共通の要件として採用している場合に限る。

(2)分類項目の見直し

ア. 旧・大分類1 議会議員、管理的公務員、管理職員

旧・亜大分類には、法人の管理職員（亜大分類12）と個人事業の管理職（亜大分類13）の2つの項目が設定されているが、同じ管理職でも法人と個人事業という所属先によって分類上の位置づけが異なるのは不合理であるとの指摘があった。そのため、これら2つの亜大分類のものと小分類を組み替えて、機能別の管理職員（1項目）と分野別の管理職員（2項目）の合計3つの亜大分類に再編された。前者には、産業や企業規模にかかわらず、管理機能に特化した小分類項目（財務、人事、企画、販売、広報など）が設けられた。他方、後者は、生産分野管理職員と宿泊・販売・関連サービス管理職の2つの亜大分類に分かれている。生産分野管理職員は、専門的職業に従事するための経験と資格を必要とするのでスキルレベルは4であるが、宿泊・販売・関連サービス管理職は専門的職業に従事するために必要な教育レベルを通常求められないのでスキルレベルは3と判断された。

なお、大分類1に含まれる職業は管理に関係する仕事を共通項とすることから、項目名称は「管理的職業従事者 managers」に修正された。

イ. 旧・大分類2 専門的職業従事者

(7)保健医療専門職業従事者

保健医療分野の専門的職業は、旧・亜大分類22「生命科学研究者、保健医療専門職業従事者」に位置づけられているが、生命科学研究者と抱き合わせで設定されているので分類体系上やや分かりにくい。そのため、この項目を分割して新・亜大分類22「保健医療専門職業従事者」が設定された。大分類3でも同様に、亜大分類32「生命科学・保健医療準専門職業従事者」を分割して、新・亜大分類32「保健医療準専門職業従事者」が設定された。

今回の改訂では、保健医療関係の2つの亜大分類を新設して、その下位の小分類には旧・小分類の分割や移設などによって関係職業を包括的に設定している。主な改訂点は以下の通りである。

1. 専門医と一般医を別々の小分類に設定（旧分類の医師の分割）
2. 看護師と助産師を別々の小分類に設定（旧分類の看護師・助産師の分割）
3. 獣医師の中分類への格上げ
4. 獣医療技術者・補助の中分類への格上げ
5. 新・亜大分類22（保健医療専門職業従事者）に小分類「パラメディカル従事者」を新設（旧3221医療補助者）のうち病気の診断・治療等の一次処置に従事するものを移設）
6. 救急車乗務員を大分類5（サービス・販売職業従事者）から新・亜大分類32（保健医療準専門職業従事者）に移設。この項目には救急パラメディカル（救急救命士に該当）も含まれる。
7. 義肢装具・歯科技工の技師を大分類7（技能工及び関連職業従事者）から新・亜大分類32（保健医療準専門職業従事者）に移設

保健医療に関連して介護について付言すると、ISCO-88では大分類5の中分類513に「個人世話従事者、関連職業従事者」が設定され、その小分類に保健施設補助員と居宅介護員が位置づけられている。今回の改訂では、この中分類を分割して新・中分類532「保健サービスの個人世話従事者」を設定し、この中分類に保健施設補助員と居宅介護員を移設した。

職業分野別グループとして保健医療分野の職業を設定する場合には、次の小分類項目が含まれる。

亜大分類22と32のもとに設定されている小分類、中分類532のものと小分類、保健医療サービス管理職（1342）、高齢者介護サービス管理者（1343）、医療秘書（3344）

(イ)小学校教員、幼稚園教員

ISCO-88では、国による教育制度の違いを考慮して、小学校教員と幼稚園教員の項目を大分類2と大分類3にそれぞれ設定して、国ごとにどちらか一方の項目に分類することになっていた。この同一分類項目の二重設定の問題は先述（(1)のイ）した通りである。多くの国では、小学校教員と幼稚園教員に中等教育の教員と同程度の教育・訓練要件を求めているわけではないが、仕事の性質と一般的に必要なとされる教育要件を考慮すると、大学卒以上を要件とすることが適当であることから、小学校教員と幼稚園教員の項目は大分類2（新・亜大分類23「教員」）の小分類に設定された。なお、旧・大分類3の亜大分類33（教育にかかる準専門職業従事者）は廃止された。

新・亜大分類23には、中分類232（職業教育教員）が新設されるとともに、中分類235（その他の教員）の小分類には学校教育以外の教育機関における語学・音楽・芸術・情報技術のそれぞれの教師が新たに位置づけられた。

(ウ)情報通信技術専門職業従事者

情報通信技術関連の職業は近年変化が著しく、その変化を分類表に反映させる必要があることから、この分野の職業は全面的に改訂された。新・大分類2と3には亜大分類項目が設定された。それ以外の大分類では、管理的職業（大分類1）に中分類項目（133情報通信技術サービスマネージャ）が、技能工（大分類7）に小分類項目（7422情報通信技術組立工・サー

ビス員）がそれぞれ設定された。職業分野別グループとして情報通信技術関連職業を設定する場合には、これらの亜大分類・中分類のもとに設定された小分類が該当することになる。

日本標準職業分類の改訂作業でも情報通信技術関連の職業が全面的に見直されているので、その結果と対比する意味でISCO-08の大分類2と3に設定された亜大分類、中分類、小分類の各項目を以下に列挙する。

25 情報通信技術者

251 ソフトウェア開発者、アナリスト

2511 システムアナリスト

2512 ソフトウェア開発者

2513 ウェブ・マルチメディア開発者

2514 プログラマー

2519 他に分類されないソフトウェア開発者、アナリスト

252 データベース・ネットワーク技術者

2521 データベースデザイナー、アドミニストレーター

2522 システムアドミニストレーター

2523 コンピュータネットワーク技術者

2529 他に分類されないデータベース・ネットワーク技術者

35 情報通信テクニシャン

351 情報通信技術運用・ユーザーサポートテクニシャン

3511 情報通信技術運用テクニシャン

3512 情報通信技術ユーザーサポートテクニシャン

3513 コンピュータネットワーク・システムテクニシャン

3514 Webテクニシャン

352 通信テクニシャン

3521 放送・音響テクニシャン

3522 通信技術テクニシャン

ウ. 旧・大分類3 テクニシャン、準専門的職業従事者

ISCO-88では、スーパーバイザーの仕事に従事するものは原則として一般従事者と同じ分類項目に位置づけられている。この位置づけはスーパーバイザーが一般従事者と同じ仕事をしていない場合には不適切であり、スーパーバイザーを分類するための項目を新たに設定すべきであるとの指摘があった。このためスーパーバイザーの仕事に必要なスキルレベルの要件を考慮して、製造・建設・採掘・事務のスーパーバイザーは新・大分類3に、清掃・販売のスーパーバイザーは新・大分類5にそれぞれ小分類項目として設定された。

エ. 旧・大分類4 事務従事者

(7) 事務所事務員

旧・大分類4は41（事務所事務員）と42（顧客サービス事務員）の2つの亜大分類で構成されている。今回の改訂では、亜大分類41が3つの新・亜大分類に再編された。新たに設定さ

れた亜大分類は、41（一般事務員・事務用機器操作員）、43（会計・記録事務員）、44（その他の事務従事者）である。事務の職業には女性の就業者が多く、それに配慮して分類項目を設定する必要があったこと、事務における情報通信機器の使用を反映した分類項目を設定する必要があったことなどが、新・亜大分類を設定した背景にある。

小分類における主な改訂点は以下の通りである。

1. 一般事務員の項目を新設
2. 一般秘書の項目を新設（医療秘書、弁護士秘書など高度なスキルを必要とする秘書の仕事は大分類3）
3. 事務機器操作員の小分類を、タイピスト・ワードプロセッサ操作員とデータ入力係の2項目に整理
4. 図書館事務員の項目を新設
5. 人事事務員の項目を新設

(イ)顧客サービス事務員

旧・大分類4のもうひとつの亜大分類42（顧客サービス事務員）は、小分類が細分化され、3項目から8項目に増加した。新小分類項目のうち「旅行相談員・事務員」は、旧・小分類3414「旅行相談員・旅行企画係」と旧・小分類4221「旅行代理店・関連事務員」を統合して設定している。その職務範囲は、旅行・宿泊の予約、乗車券・航空券等の発券、現地の観光・宿泊施設などに関する助言・情報の提供などである。パッケージツアー・団体旅行の企画、航空機・客船の座席枠の確保、宿泊施設の客室枠の確保などの仕事は、この項目には含まれず、大分類3の亜大分類33（ビジネス・行政の準専門職業従事者）のものの小分類（ビジネスサービス代理人）に位置づけられている。

(ウ)レジ係

旧・亜大分類42（顧客サービス事務員）の小分類4211（キャッシャー・前売り券等販売事務員）は、販売員の職務との類似性を考慮して販売員の項目（大分類5の新・亜大分類52「販売員」）に移設された。新項目は中分類に位置づけられているので、統計を中分類の職業で作成する場合にも項目が残り、位置づけが明確になった。

オ. 旧・大分類5 サービス・販売従事者

(ア)対個人サービス、保安サービス職業従事者

旧・亜大分類51（個人サービス、保安サービス職業従事者）は、51（対個人サービス職業従事者）、53（個人世話従事者）、54（保安サービス職業従事者）の3つの亜大分類に分割された。新・亜大分類53は、旧・中分類513（個人世話従事者、関連職業従事者）を分割して、亜大分類に格上げしたものである。

新・亜大分類53には中分類532（保健サービスの個人世話従事者）が設定され、その小分類には、保健施設補助員、居宅介護員、その他の個人世話従事者の3項目が位置づけられて

いる。中・小分類がこのような設定されたのは、各国がこの分野の就業者統計をWHO（世界保健機関）に報告するときにISCO-08で集計したデータを利用できるようにするためである。

(イ)コック長、料理人、調理補助

ISCO-88は調理の仕事とその補助者の仕事を別々の項目に位置づけている。旧・大分類5の小分類5122（料理人）には、コック長、料理人、ファーストフード調理人など食事の準備に関わるさまざまな職業が該当し、調理補助の仕事は旧・大分類9の小分類9131「家政婦・掃除人」と9132「事務所・ホテル・その他事業所の補助・掃除人」に該当する。ISCO-08ではこの区分を維持するとともに、項目を中分類に格上げして、新・大分類5の中分類512に「コック長、料理人」（小分類は、コック長と料理人の2項目）、新・大分類9の中分類941に「調理補助者」（小分類は、ファーストフード調理人と厨房補助の2項目）をそれぞれ設定している。

(ウ)販売員

旧・亜大分類52（モデル・販売員・実演販売員）は全面的に改訂された。項目名称は「販売員」に変わり、中分類は1項目増えて4項目になった。新設の中分類は、旧・大分類4から移設した「キャッシャー・前売り券等販売員」である。小分類は9個増えて12項目になった。小分類に新たに追加された項目の中には、旧・大分類9から移設した「街頭飲食物販売員」と「訪問・電話販売員」がある。それ以外の小分類項目は、小売店スーパーバイザー、小売店販売補助、実演販売員、通信販売係（インターネット通販を含む）、顧客サービス係、飲食物カウンター販売員などである。

カ. 旧・大分類6 農業・林業・漁業の熟練従事者

旧・亜大分類61（販売目的で生産する農業・漁業従事者）は、新・亜大分類61（販売目的で生産する熟練農業従事者）と62（販売目的で生産する林業・漁業・狩猟従事者）に分割され、それぞれの亜大分類に含まれる職業の範囲が明確になった。また、旧・亜大分類62（自家消費の目的で生産する農業・漁業従事者）は中分類、小分類ともに細分化されていなかったが、中分類は農業、畜産、漁業等の分野別の4項目に細分化された。

キ. 旧・大分類7 技能工及び関連職業従事者

(7)電気・電子機器関連の技能工

旧・中分類724（電気・電子装置組立工・修理工）は亜大分類に格上げされた（新74電気・電子関連技能工）。格上げ後の新項目に旧・小分類7137（建物関連電気工）を移設している関係で、新項目の職務範囲は旧・中分類724に比べて広がっている。新・亜大分類74の中分類には、「電気機械組立工・修理工」と「電子・通信機器組立工・修理工」の2つの項目が設定されているが、これらの項目は旧・中分類724の小分類を再編して設定したものである。新・亜大分類74の小分類を見ると、情報通信技術組立工・サービス員（7422）が新設の項目である。この項目は、コンピュータと電気通信技術との融合が進む一方、弱電機器

と強電機器を扱うそれぞれの職業を明確に区分する必要があることから、旧・小分類の中から通信関係の職業だけを抜き出して設定したものである。

(イ)印刷工

印刷関連の分類項目は、旧・大分類7と8に分けて位置づけられている。印刷の技能工が前者に、印刷・製本機械の操作員が後者にそれぞれ設定されている。過去20年の間に印刷技術は長足の進歩を遂げており、このように分けて設定することの意味が薄れているため両者を統合することになった。旧・中分類734（印刷及び関連職業従事者）と旧・中分類825（印刷・製本・製紙機械運転員）を統合して新・中分類732（印刷作業員）が誕生した。その小分類には、プリプレス作業員、印刷作業員、製本作業員の3項目が設定されている。

ク. 旧・大分類8 設備・機械運転従事者、組立工

旧・大分類8の亜大分類81（定置設備運転員）と亜大分類82（機械運転員、組立工）は、項目が細分化され過ぎているので大幅に集約する必要があると指摘されていた。しかし、旧項目の集約・再編にあたって問題が2つあった。第一は定置機関の運転員と機械の運転員とを明確に区分することが難しいこと、第二は職業分野としては該当するが、スキルレベルで見ると上位レベルに該当する職業が含まれていることである。後者の代表的なものは、中央制御監視室や制御盤で製造工程を制御する仕事に従事するオペレーターである。この仕事はテクニシャン（大分類3）に該当する。これらの問題については以下の通り対応することになった。

1. 旧・亜大分類81と82を統合して、新・亜大分類81（定置設備・機械運転員）と亜大分類82（組立工）の2項目に再編する。
2. 製造工程を機械で制御するオペレーターの仕事は、上位のスキルレベルに位置づける必要があるので、新・大分類3の中分類313に「工程制御テクニシャン」の項目を設定し、その小分類に旧・亜大分類81の小分類（又はその一部）を移設する。

なお、旧・大分類7と8は、技能工と定置設備・機械運転従事者との職務の違いを前提にして項目が設定されているが、そのような区分が適切とは考えられない職業については、上述の印刷工のように関係項目を統合している。

ケ. 旧・大分類9 単純作業従事者

旧・大分類9の亜大分類には、91（販売・サービスの単純作業従事者）、92（農業・漁業の単純作業従事者）、93（鉱業・建設・製造・運輸の単純作業従事者）の3項目が設定されている。各国政府に対する意見照会で、単純作業を細分化すべきであるとの指摘を受けて、旧・亜大分類91の小分類から関連職業を抜き出して新・亜大分類91（清掃員、補助者）、94（食事準備補助者）、96（ごみ収集・分別人、その他の単純作業従事者）の3項目が新たに設定された。旧・亜大分類91は項目名と分類番号が変わり（新95（街頭等の販売・サービス従事者））、旧92と93はそのまま維持されているので、新・亜大分類は6項目になった。

中分類を見ると、旧・中分類914（建物管理員、窓等の掃除人）は廃止され、その小分類のうち「建物管理員」は大分類5の新・中分類515（建物・住宅管理スーパーバイザー）に、「窓等の掃除人」は大分類9の新・中分類912（自動車・窓・その他の清掃人）にそれぞれ移設された。

旧・中分類915（メッセンジャー・ポーター・ドアキーパー、その他の関連作業員）も廃止され、その小分類のうち9152（ドアキーパー、監視員、その他の職務従事者）は、警備の職業に該当することから、大分類5の亜大分類54（保安サービス従事者）に新設された小分類5414（警備員）に移設された。旧・中分類915の他の2つの小分類項目は新・中分類962（他に分類されない単純作業従事者）に移設された。

旧・中分類916（ごみ収集員、関連作業員）は「ごみ作業員」に改称され、新・亜大分類96に移設された。また、旧・小分類9161（ごみ収集員）は新・小分類9611（ごみ・再生資源収集員）と9612（ごみ分別員）に分割された。

(3)分類項目の増減

ISCO-88の採用している4段階分類（大分類、亜大分類、中分類、小分類）はISCO-08に引き継がれている。大分類の項目数は同じであるが、大分類1と5ではそれぞれに含まれる職業がいっそう分かりやすくなるように項目名を変更している。亜大分類、中分類、小分類の項目数は、いずれもISCO-88に比べて増加している(図表4)。

図表4 新旧分類項目数対照表

大分類	亜大分類		中分類		小分類	
	新	旧	新	旧	新	旧
1 管理的職業従事者 （議会議員、管理的公務員、管理職員）	4	3	11	8	30	33
2 専門的職業従事者	6	4	27	18	92	55
3 テクニシャン、準専門的職業従事者	5	4	21	21	84	73
4 事務補助従事者 （事務従事者）	4	2	8	7	29	23
5 サービス・販売従事者 （サービス従事者、小売店・市場販売従事者）	4	2	13	9	40	23
6 農林漁業の熟練従事者 （農業・漁業の熟練従事者）	2	2	6	6	15	17
7 技能工及び関連職業従事者	5	4	14	16	66	70
8 設備・機械運転従事者、組立工	3	3	14	20	44	70
9 単純作業従事者	6	3	11	10	33	25
0 軍人	3	1	3	1	3	1
（計）	42	28	128	116	436	390

（注）「新」、「旧」はそれぞれISCO-08、ISCO-88を表す。括弧内はISCO-88の大分類項目名である。

大分類には10個の項目が設定されている。そのうち大分類1と0を除く他の8項目は、それぞれひとつのスキルレベルに対応している。亜大分類には全体で42個の項目が設定され、それぞれの項目はいずれもひとつのスキルレベルに対応している。これは、小分類を中分類に、中分類を亜大分類に、亜大分類を大分類に集約するとき、スキルレベルを分類基準に使用していることを示している。この点はISCO-88と大きく異なっている。ISCO-88では、大分類に設定された10項目のうち大分類1と大分類0にはスキルレベルが適用されていなかったため、小分類を中分類に、中分類を亜大分類に、亜大分類を大分類に集約する際には、スキルレベルを分類基準に用いることができず、スキルの専門分野を唯一の分類基準としていた。

小分類は最下段の分類段階であるが、現実の職務と一対一に対応しているわけではない。通常、いくつかの職務を束ねて小分類項目が設定されている。職務を束ねる際には、スキルレベルとスキルの専門分野の両者における類似性が基準になる。小分類を中分類に、中分類を亜大分類に、亜大分類を大分類に集約する際にはスキルレベルとスキルの専門分野の両者を適用して上位段階の項目を設定している。

小分類の項目数は、ISCO-88の390からISCO-08の436に46個増加している。項目数の増減を分野別に見ると、大幅に増加した分野は大分類2（専門的職業従事者）と大分類5（サービス・販売職業従事者）である。反対に、項目数が大幅に減少した分野は大分類8（設備・機械運転従事者、組立工）である。

小分類項目の増減には、主に2つの要因が関係している。ひとつは職業・技術の変化である。ISCO-88は20年前の労働の世界にもとづいて分類項目が設定されており、その後の技術変化や職業構造の変化によって現在では当時と比べて大きく変化した分野がある。これらの分野では新たな分類項目が設定された。もうひとつの要因は分類項目の細分化の程度である。職業分野によっては、ひとつの亜大分類のもとに設定された中分類の数や、ひとつの中分類のもとに設定された小分類の数が極端に少ないものがあり、これはISCO-88の分類構造上の問題として指摘されていた。そのような分野では分類項目が細分化され、項目数が増加した。それとは逆に、分類項目が過度に細分化されているために、現実の職業との間に齟齬の生じている分野もある。そのような分野では項目の集約化が行われている。

ISCOは職務の類似性にもとづいて職業が設定されているため、同じ分野・領域の職業であっても職務内容が違えば、当然のことながら異なる分類項目に分類される。特定の分野や領域に属する職業のデータを一括して把握したいときなどには、既存の大分類、亜大分類、中分類、小分類という単位では不便である。そこで今回の改訂ではISCO-08の4段階分類とは別に、職業分野別グループが提案された。職業分野別グループはISCO-08体系の枠内で特定分野別に（即ち、大分類横断的に）職業グループを設定するものではない。分類体系内の職業にはスキルレベルが適用されているので、異なるスキルレベルに該当する職業を集めて職業グループを設定することはできない。今回提案された職業分野別グループとは、ISCO-08の分類体系とは別に、分野別に小分類の職業を集めて、それをひとつの職業グルー

プとして設定するものである。グループ化の対象分野としては、情報・通信技術、教育、医療・保健、観光、農業が候補に挙げられている。

3. 改訂案の採択

従来、ISCOの改訂はICLSで改訂案に関する決議案を採択し、それをILO理事会が承認する形がとられてきた。今回の改訂では、ICLSが2008年以前には開催されないこと、改訂の期限が2007年末であることから、政労使の三者で構成されるILO労働統計専門家委員会を設置して、2007年12月に同委員会でISCO-88の分類項目改訂案を採択する形をとった。労働統計専門家委員会報告書は2008年3月のILO理事会で承認されている。

その後、2009年7月に各分類項目に職務内容・例示職業名などの記載された職業分類表が公表されているが、同委員会報告書に掲載された分類項目改訂案の中には最終的な調整過程で項目名の修正されたものがある。たとえば、大分類1の「管理的職業従事者、管理的公務員、議会議員（Managers, Senior Officials and Legislators）」は「管理的職業従事者（Managers）」に、大分類4の「事務従事者（Clerks）」は「事務補助従事者（Clerical Support Workers）」にそれぞれ修正されている。